

投資主の皆様へ

平成 29 年 10 月 吉日

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人
清算執行人 西川 卓男
連絡先 03-6229-0180

**ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人の
清算スケジュールの変更に関するお知らせ**

投資法人規約第 42 条に基づく、未払残余財産分配金の供託について、平成 29 年 8 月 28 日に投資主様宛に発送致しました、「ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人の解散および清算に関するお知らせ」に記載の日程を変更いたしましたので、ご案内申し上げます。

平成 30 年 1 月中旬までとしていた三菱 UFJ 信託銀行株式会社における残余財産分配金の支払い期間を 1 ヶ月延長して 2 月 14 日までとし、未払残余財産分配金の供託、供託実施公告（電子公告）等、その後の日程もそれぞれ 1 ヶ月程度後ろ倒しするものです。

今後の主な清算手続きにつきましては、以下の日程を予定しております。

日程	主な清算手続
平成 29 年 7 月 30 日	投資主総会の決議により解散
7 月 31 日	清算人会の組成および清算事務の開始／解散公告（官報）
9 月 7 日	残余財産分配に係る基準日設定公告（電子公告）
9 月 25 日	残余財産分配に係る基準日（最終投資主名簿の確定）
10 月 18 日	清算人会による残余財産の分配決議（ 単価等の決定 ）
10 月 20 日	資産運用報告の投資主様宛ご送付
11 月 13 日	残余財産分配金計算書の投資主様宛ご送付
11 月 14 日	残余財産分配金支払い
平成 30 年 2 月 14 日	残余財産分配金の支払いの最終日
3 月中旬	未払残余財産分配金の供託、供託実施公告（電子公告）
3 月下旬	清算人会による決算報告の承認
4 月中旬	清算事務終了のご通知の投資主様宛ご送付 供託のお知らせの投資主様宛ご送付、清算結了登記

※ 今後、本投資法人の清算手続の日程および残余財産の分配手続きに関しましては、書面でのご案内のほか、本投資法人ホームページ（<http://www.v-revitalize.co.jp/>）にも随時掲載してまいります。

※ お支払いできず未払となった場合は、上記のとおり法務局へ供託することになりますので、平成 30 年 2 月 14 日までにお受取下さいますよう、何卒お願い申し上げます。

以 上